

第四十回国会 参議院大蔵委員会会議録第二十五号

昭和三十七年四月十二日(木曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

四月十日委員大野木秀次郎君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

- 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君

委員

- 青木 一男君
大谷 賢雄君
岡崎 真一君
木暮武太夫君
高橋 衛君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
木村禮八郎君
原島 宏治君
大竹平八郎君
須藤 五郎君

政府委員

- 外務大臣官房長 湯川 盛夫君
大蔵政務次官 天野 公義君
大蔵省銀行局長 大月 高君
大蔵省為替局長 福田 久男君
事務局側
常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員

- 外務省アジア課長 稲田 繁君
南東アジア課長 和田 周作君
外務省経済局 和田 周作君
外務参事官

本日の会議に付した案件

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(上林忠治君) ただいまから委員会を開きます。

本日、委員長が欠席いたしますので、私がかつて委員長の職務を行なうことにいたします。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行なうことにいたします。

○荒木正三郎君 外務省のほうに伺いたいのですが、最近フィリピンから帰って来た人の話によると、マニラ駐在の日本商社に対して一斉手入れがあったというふうに聞いておるのですが、この実情の説明ですね、これをまづ承りたいと思います。

○説明員(和田周作君) 実情についてお答えいたします。三月の七日にフィリピンの政府当局の係官が、マニラにあるわがほうの商

社の駐在事務所を、七日に二社、八日に七社、合計九社を来訪いたしました。その内容につきましては、別に書類を見せるとか、事業は何をやっているかというふうなことを聞いたわけではなく、事務所にいる現地人の使用人とお茶でも飲んで、中には何も調査に来たのではないがというふうなことを言っていました。

三月の七日にそういう事態がありました。これが非常にわがほうの注目を引いたのは、たまたま三月七日に、御承知のように、アントニオという議員が日本の商社のフィリピンにおける商社活動につきまして特別調査委員会というものを作って調査しなければいけないというふうなことで決議案を提出いたしました。その日、及びその翌日であると思えます。現在までのところ、その後そのような来訪といいますが、調査といいますが、まあ調査ということはないと思えますが、そういうものは現在のところは中断されておいて、その後はございません。それから、アントニオ議員から出された決議案でございますが、これもただいまのところまだ成立しておりません。

○荒木正三郎君 ただいまの説明と、それから現地から帰って来た人の話とはだいぶ食い違っておるのですがね。相当激しい捜査を食っておるということ、マニラ駐在の日本商社の社員がその事務所立ち寄ることが困難な状態にあったと、こういうふうに言っているのですがね、間違っていますか。

○説明員(和田周作君) 実は、その当時私たちのほうにもいろいろの話が伝わりまして、ことに帰って来られた商社の方たちから、それで少しその点につきましているのことも聞いてみたくて、たわけであります。たとえば、その辺がやはり、何と申しますか、私自身もある商社の方について聞いてみたくて、たしかにたわけども、たとえば電話がかかってきたという程度のところもあって、その電話がかかってきただけで相当ショックを受けるというふうな事態であったようでありますから、その当時、だから非常な不安があって、ひとつの何といいますが、警戒心を起こして、非常に心配しておるといふ事柄については、よくこちらもそういう気持ちについては承知しておるわけでございますが、実情につきましては、何かそういう書類を調べるとか、たとえば調査といわれるようなものについては、どうも商社の人に私のほうから聞いてみましたけれども、非常に心配しているというところはよくわかるのでございますが、調査というよりなことは、やはりそこまではむしろはっきりしないというふうな、だからどの程度のことをしているかというふうなことなどございまして、私たちが別に、特に楽観する気持はございません。事態を直視したいと思っておりますが、そのような意味の調査はなかつたように考えております。

○荒木正三郎君 フィリピン駐在の大使ですね、これは土屋さんですね。大使とフィリピンのまあ政府との関係が

○説明員(和田周作君) 私は新聞でも読みましたけれども、事実そういうことにつきましては私は存じ上げませんけれども、そういうことではないと思いません。いや、ないと申しますというか、実は私はその辺の事情を特に承知して

○荒木正三郎君 あなたはまあちょっと畑違い、外務省でも畑違いじゃないかと思うのですがね。土屋大使は、フィリピンの大統領に面会を申し入れても、面会を拒否されて会えないという状態にあるというのですね。そういうことはあなたのはうはあまり関係は……

○説明員(和田周作君) 経済局のほう

は商社活動なんかにつきましてやっております。そういう政務の方面につきましては私の所管でないものでございますから。

○荒木正三郎君 あなたに質問するのは、どうも……

○説明員(和田周作君) ちょっと、補足させていただきます。先般、新聞記者がマニラに参りましたときに、大統領と会っておりますが、そのときに実は土屋大使は同行いたしました。会っております。

○荒木正三郎君 そのときだけでですか。特に私は、日本とフィリピンとの通商条約ね、日本は批准していませんね、向こうはなかなか批准されない事情等がある、もう少し日本とフィリピンとの外交関係についてお尋ねした

らまくいっていないというお話がありますが、これはどういうことですか。

○説明員(和田周作君) 私は新聞でも読みましたけれども、事実そういうことにつきましては私は存じ上げませんけれども、そういうことではないと思いません。いや、ないと申しますというか、実は私はその辺の事情を特に承知して

○荒木正三郎君 あなたはまあちょっと畑違い、外務省でも畑違いじゃないかと思うのですがね。土屋大使は、フィリピンの大統領に面会を申し入れても、面会を拒否されて会えないという状態にあるというのですね。そういうことはあなたのはうはあまり関係は……

○説明員(和田周作君) ちょっと、補足させていただきます。先般、新聞記者がマニラに参りましたときに、大統領と会っておりますが、そのときに実は土屋大使は同行いたしました。会っております。

○荒木正三郎君 そのときだけでですか。特に私は、日本とフィリピンとの通商条約ね、日本は批准していませんね、向こうはなかなか批准されない事情等がある、もう少し日本とフィリピンとの外交関係についてお尋ねした

いと思つていたのですがね。だから、やっぱりかちりした答弁をしてもらうのにはちょっと局が違いますわね。

○説明員(和田周作君) きょうは、私、先生のほうから商社の、何といひますか、商活動について、最近問題になっております問題について種々準備して参りましたのですが、土屋大使が大統領に会えなかつたというふうなことに

ついて、私は会つておるとむしろ思うのでございますが、一々いつ会つたかということまでお聞きになつて参られますと、私のほうは今ちょっとそこまでは準備しておりません。

○荒木正三郎君 外交關係をやつてい

る方にお尋ねしないとわからないです

ね。

それじゃ、もう一つ、商社の問題

についてあなたにお伺いしたいと思

うのですが、住友商事がこの間火災を起

こしたのですね。聞いていませんか、

マニラ駐在の。

○説明員(和田周作君) 承知しており

ます。

○荒木正三郎君 その問題についてい

ざござが起つておるのじゃないです

か。

○説明員(和田周作君) その実情につ

いては、私まだ承知しておりません。

問題は生じたが起つておるという実情については、承知いたして

おりません。

がうまいといつていないということ

で、一般の外交問題として、あとでお聞

きすることにいたします。

○理事(上林忠次君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○理事(上林忠次君) 速記をつけて。

○荒木正三郎君 あなたに対する質問

は終わつておきます。

○理事(上林忠次君) それでは、外国

為替銀行法の一部を改正する法律案を

議題に供します。

質疑のある方は御発言願います。

○木村禮八郎君 この外国為替銀行法

の一部を改正する法律案については、

金融制度調査会に諮問をして、その答

申を受けて改正案を出してきたわけ

ですね。

○政府委員(大月高君) さようござ

います。

○木村禮八郎君 私は、その諮問並び

に答申について多少調べてみたので

す。その過程においてやはり疑問が生

じてきたのです。これまで公述人を呼

んでその意見も聞いたわけでありませ

が、東京銀行の当事者、それから市中

銀行の当事者を呼んで聞いたわけが、

債権発行による金融市場に対する

悪い影響等については、債権発行の条

件その他消化等について話し合いが行

なわれて、円満にいくやに聞いたわけ

です。しかし、原則として貿易金融と

いうのは短期金融ですね。短期の円資

金を調達するのにならう長期の債券

を発行するということは、長期の債券

を発行して長期資金をもつてまかなう

ということ、金融としてはこれは正

常な資金調達の方法ではないと思

うのですが、この点どうですか。

○政府委員(大月高君) お話のよう

に、為替銀行は主として短期金融、特

に輸出入金金融をやるわけでございます

から、本来資金源といたしましては短

期のものでいいわけでございます。し

かし、現実の問題といたしましては、

短期のお金がぐるぐる回つておる根

こに吹きだまりの部分があるわけでご

ざいまして、そういう問題。あるいは

貿易に関連する金融といたしまして

は、商社金融等は法律として許されて

おるわけでございます。そういう商

社金融も根っこに当たる部分につきま

しては歩どまりがあるわけございま

す。そういう意味で、非常に長期の金

を借りるといふことは適當でないわけ

でございますが、若干短期という、た

とえば六カ月をこえるものが資金源と

してございまして、その点は實際上

差つかえない。そういう意味で、た

とえば興長銀債が現在期限が五年とい

うことになっておりますが、ただいま

考えられておりますところは、せい

ぜい長くて三年程度のものにしよ

うわけでございます。お話のよう

な、為替銀行の資金繰りの性格から考

えまして、金融債を出すといつたしま

して、長期のものでないといふように考

えております。

○木村禮八郎君 これは、発行の手続

等については長期信用銀行の手続に準

じてやることになつておるのでし

ょう。そうですね。

○政府委員(大月高君) さようござ

います。

○木村禮八郎君 この短期金融をま

かかうといふ、こういうやり方です

ね、貿易金融なんかもこういう形です

か、ほかに。

○政府委員(大月高君) 債券によつて

資金を調達する、あるいは預金によ

るか、あるいはコールによるか、日本

銀行借り入れによるかというよう

なことは、それぞれの機関の性格によ

つて異なると思ひます。で、この為替

銀行法ができました当初の想定とい

つたしましては、御存じのように、

限られておりました。直接為替金融

あるいは輸出入金金融に必要な地域に

限つて店を置く、それからまた貸し

出しにつきましても、直接また間接に

貿易金融あるいは為替金融に関連する

貸し出しのみに限るといふような制

限がございまして、当然当初の想定

といふことは、資金源として預金

には、そう多量なものはなからうとい

ふ考えであつたわけでございます。で、

その預金によつてまかない得ない部

分は、當時といたしましては、金融が

次第に正常化したとすると、戦前の

正金銀行でやつておりましたように

コール資金は、御存じのよう

に非常に短期の資金でございま

し、貿易の資金としては適當なもので

あるわけでございます。で、そういう

ように預金及びコールの資金を中心

にいたしまして、足りない部分を日本

銀行に依存するといふように考えら

れておつたわけでございますが、金

融市場の状況が非常に詰まつてお

りまして、早急にこれの正常化とい

ふことは期待

できない。そういう意味で、日本

銀行

の貸し出しが相当大きな部分を占

めておるわけでございます。で、そ

ういふことになりますと、銀行の

形といたしましては、できるだけ自

力による資金調達を考へる必要が

ある。しかし、そ

うかといつて預金をふやすための

店舗の増設といふことは、この

○木村禮八郎君 しかし、実際問題としてそれはそれでいいけれども、いつごろそういう金融が正常化して短期資金をもってまかなえるような条件が整ってくるお考えになっておりますか。

○政府委員(大月高君) 早急にはそういう事態にはならないという前提のもとに、法律によりまして金融債発行の権限をいただきまして、そのつなぎにしたいと、こういう考えでございます。

○木村禮八郎君 では、これまでの質問を整理してもう一度質問いたしますが、これはこういう貿易金融短期資金を調達する方法としては正常な形ではない、そうお考えですか。

○政府委員(大月高君) 必ずしも最善の方法ではないと考えております。

○木村禮八郎君 金融が正常化すればこの債券発行の必要はない、そうお考えですか。

○政府委員(大月高君) 完全にコール資金と預金とでまかなえるような金融情勢になりますれば、あえて金利が高くて、しかも、長期に固定するような金を借りる必要はないと思っております。ただ、それでは制度を非常に限定的なものにいたしました、たとえば時限立法というふうなことにしてやるということになりまして、金融の正常化のメドとして、何年すればもう金融債は要らなくなるということでもありませんし、また、一時金融債が要らなくなるまでも、また要るような情勢が来るかもしれない。たとえ、農林中金の現在の債券におきましても、御存じのように、最近資金は非常にたくさん集まっております、直接必要はないわけでございますけれども、金融債と

いうようなものは、ある程度お得意の範囲というものがございまして、少しでも出してつないでおこうというふうなことで、若干出しておるといような事情もございまして、やはり一つの手段として与えられれば、要らないというときには出さない、あるいは細々と出しておく、必要ときには必要な量を出しておくというふうなことが実情に合っているんじゃないかというふうな感じでございます。

○木村禮八郎君 資金調達の方法として好ましくない。しかし、実際上やむを得ないということと、今時限立法というふうな言葉があったのですが、時限立法にしておいても差しつかえないのじゃないですか。一応金融が正常化すればこれは必要はないというならば、時限立法にしておいて、そうしてまた、正常化しなかつたらこれを延ばせばいいのですか。そうしておきませば、こういう方法で調達しないような正常な金融環境を作る努力というものが行なわれないと思っております。ですから、時限立法のものを一応して、暫定的な措置としておいて、これは例外的な措置ですから、そういうふうにしておいて、そうして期限が来たら必要がある場合には、それを延ばせばいいのですから、そうしておいたほうが形としては私は正しいのではないかと思っております。この債券発行を為替専門銀行の方にいろいろ議論を聞いておきますと、やはり時限立法にするのが私は筋ではないかと思っております。その点どうですか。実際の差

つけかえないのじゃないですか。

○政府委員(大月高君) この問題は、債券発行の権限を時限立法にするかあるいはそうでないかという問題から、金融正常化の問題が出るのではないかと考えるわけでございます、むしろ金融正常化の努力はこの制度と別個に努力して参る、その結果、ある程度金融債発行の必要があるときには発行すれば、必要がなければやめる、あるいはしばらく休止するというのが実情に合っているのではあるまいかと考えるわけでありまして、この制度があるために非常に金融の正常化の支障になる、あるいは他の制度の妨げになるということと、非正常に問題

でございますが、この債券発行を執行いたします銀行は東京銀行一行でございます、全体の金融の情勢を考へながら、金融界の協力を得て出していくということと、ごさいますれば、制度があること自体は金融の実態に何ら支障はない。ほんとうに要らないという見通しがつきましたときに、あるいはまたこれを廃止するということでも実際に合っているのではあるまいか。たとえば財政資金をもって資金を供給いたしておきます開発銀行でございますとか、輸出入銀行でございますとか、あるいは国民中小公庫、そういうようなものがございます、それぞれ予算の事情等の問題が生じると思いますが、何分民間の金融情勢を反映いたしました金融債を出す必要があるかどうかという実態がございまして、ごさいますので、制度として置いておくほうが実情に合っている。毎年国会の御了承を得まして法律を改正するほど積極的に時限立法にする理由もないのでは

なからうかというの、われわれの感じでございます。

○木村禮八郎君 金融正常化と関係がないとは言えませんが、金融制度調査会にも、金融正常化に関する意見を求めているわけですね。それがいまだに出きておらないのですけれども、私は、金融正常化をしようという債券発行は要らないわけなんですけれども、ですから、関係ないとは言えない。

私は、そこで一歩譲りまして、実際運営上支障がない修正をしたいと思います。この問題は、やはりこの法律の建前をはっきりしておかないといかぬと思うのです。そこで、時限立法にしておいて、いかに思いますが、期限が来れば切りかえていけばいいのですけれども、そこで時限立法よりも少し後退した形で、当分の間という意見も出たようですね。ですから、「当分の間」というのを入れたらどうですか。そうすれば、これは暫定的な一時的な措置なんですね、こういう短期金融を長期債でまかなうということには必ずしも適当ではないのだ、そういう趣旨がこの法律に明らかになってくると思っております。ですから、「当分の間」としておけば、そこはかなり弾力的に解釈できると思っております。その点はこだわらなくてもいいのじゃないかと思っております、いかがでしょうか。

○政府委員(大月高君) 今のお話は、暫定的であるという意味を法文上明らかにする意味はあると思っておりますが、しかし、実質的な意味はあまりないのではないかと。それで、制度でございますので、権限を与える法律になりますから、「当分の間」というような

精神を出すすれば、この為替銀行法と別の、臨時に金融債が発行できる特例に関する法律というふうなもので、もしば臨時の感じは出ると思いますが、為替銀行法の改正ということになりまして、一つの為替銀行が金融債が発行できるかどうかという権限的な規定になりますので、われわれとしては、できるならば「できる」というのは、ほんとうに必要がなくなればこれを廃止するというほうが実態に合っておりか。この問題は、金融制度調査会の内部におきましても相当議論をいたしました、法律の形式であるとか、あるいは「当分の間」という言葉を入れたらどうだろうかという意見も現実にごさいますが、何分にも制度となりまして、必要がなくなれば制度上廃止するか、あるいは事実上眠らしておいて発行しないか、どうでもできるんじゃないかと、で、気持ちだけ金融制度調査会としては出しておいたらどうだろうか、こういうふうな結論になったわけでございます、そういう御趣旨をくんで今の提案になっておられるわけでございます。お話のような問題は率直に申しまして、ごさいますけれども、まあ当分の間ということを法文に出すかどうかという問題につきましては、十分御議論を願ひまして現在のようになつておられますので、御了承を願ひたいと思っております。

○木村禮八郎君 金融制度調査会の議論を、われわれにそれだからそうせよというふうな議論は、われわれにただ集まっております、直接必要はないわけでございますけれども、金融債と

精神を出すすれば、この為替銀行法と別の、臨時に金融債が発行できる特例に関する法律というふうなもので、もしば臨時の感じは出ると思いますが、為替銀行法の改正ということになりまして、一つの為替銀行が金融債が発行できるかどうかという権限的な規定になりますので、われわれとしては、できるならば「できる」というのは、ほんとうに必要がなくなればこれを廃止するというほうが実態に合っておりか。この問題は、金融制度調査会の内部におきましても相当議論をいたしました、法律の形式であるとか、あるいは「当分の間」という言葉を入れたらどうだろうかという意見も現実にごさいますが、何分にも制度となりまして、必要がなくなれば制度上廃止するか、あるいは事実上眠らしておいて発行しないか、どうでもできるんじゃないかと、で、気持ちだけ金融制度調査会としては出しておいたらどうだろうか、こういうふうな結論になったわけでございます、そういう御趣旨をくんで今の提案になっておられるわけでございます。お話のような問題は率直に申しまして、ごさいますけれども、まあ当分の間ということを法文に出すかどうかという問題につきましては、十分御議論を願ひまして現在のようになつておられますので、御了承を願ひたいと思っております。

○木村禮八郎君 金融制度調査会の議論を、われわれにそれだからそうせよというふうな議論は、われわれにただ集まっております、直接必要はないわけでございますけれども、金融債と

精神を出すすれば、この為替銀行法と別の、臨時に金融債が発行できる特例に関する法律というふうなもので、もしば臨時の感じは出ると思いますが、為替銀行法の改正ということになりまして、一つの為替銀行が金融債が発行できるかどうかという権限的な規定になりますので、われわれとしては、できるならば「できる」というのは、ほんとうに必要がなくなればこれを廃止するというほうが実態に合っておりか。この問題は、金融制度調査会の内部におきましても相当議論をいたしました、法律の形式であるとか、あるいは「当分の間」という言葉を入れたらどうだろうかという意見も現実にごさいますが、何分にも制度となりまして、必要がなくなれば制度上廃止するか、あるいは事実上眠らしておいて発行しないか、どうでもできるんじゃないかと、で、気持ちだけ金融制度調査会としては出しておいたらどうだろうか、こういうふうな結論になったわけでございます、そういう御趣旨をくんで今の提案になっておられるわけでございます。お話のような問題は率直に申しまして、ごさいますけれども、まあ当分の間ということを法文に出すかどうかという問題につきましては、十分御議論を願ひまして現在のようになつておられますので、御了承を願ひたいと思っております。

のんだわけですよ、金融制度調査会の答申を読んで。それで、われわれはわれわれとして考えたわけですよ。ですから、そういう議論もあり、時限法にせよという議論も、いろいろあったわけですがね。ですから、これは正常なる形じゃないですから、やはりそこにこれが時限立法にすれば非常にはつきりするんです。ですから、時限立法にすると、期限が来たときにまた手続が必要なのわけですね。ですから、「当分の間」としておけば、時限立法的な趣旨も通るし、それから運用上別に差しかえないし、それからこの債券発行についての問題点もそこに出てくるわけですよ。あとでほかの人が見て、どうして「当分の間」としたんだらう。

「当分の間」ということについてはいろいろこういふいきさつがあるということも明らかになるし、私は入れていけない法はないと思うんですよ、「当分の間」というのを。実害が、実際には運用上差しかえないと、そうしてこの法律の趣旨が非常に明らかになるというなら、われわれとしてはそのほうをとったほうがいいと思うんです。「当分の間」を入れたほうが、ですか、私はそういうふうには修正したいと思っております。「当分の間」を入れたから、運用上差しかえないでしよう。

○政府委員(大月高君) われわれの立場といたしましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、逆の意味におきまして、入れなくても差しかえないのではないかというのが考えでございますが、国会の御審議でございますから、皆さんの御意向に従って適宜御修

正願うことはわれわれとしては異存はございません。

○木村八郎君 この法律を作るにいては、いろいろいきさつがあったことは聞いておるんですよ。大蔵省としてはいいや、やむを得ずこういう措置をとらなければいけないかというので、かなり押しつけたような傾向もあると思うんですね。ですから、私は従来の経過から見ても、それからこの改正案の趣旨からいっても、やはり修正しておいたほうがいいのではないかと。金融制度調査会でもそういう意見があったからそのままだ蔵委員会も採用しなければならぬ、そんな不見識なことではないですよ。もっと、金融制度調査会におけるいろいろな議論をこれ紹介すべきですよ、ほんとうは。おそれくみんな知っていなかつたと思うのですね。こういう時限立法的な意見もございましたと、当分の間といういろいろな意見もあつていろいろふうになりましたというところがわかつていないんですよ。私は、いよいよここで上げるといいますから、そこで今までの経過を調べてみたところが、そういう意見があるわけですね。ですから「当分の間」としても、別に運用上差しかえないと思ひますし、その趣旨はそれによって明らかになると思うのですね。ですから、私は修正したいと思ひます。これはまあ委員会の問題でございますから、今荒木さんとも御相談して修正案を出したいと思ひますのですけれどもね。しかし、それは非常に簡単な修正案です、実際運用上差しかえないという御同意を得られると思うのですね。これはまあ別

に、委員会の問題ですから……。これに対する質問は、私はこの程度でやめたいと思ひます。

○荒木正三郎君 資金調達の問題で、現在の資金調達の一環大きな面は日銀からの借り入れで、私どもの手元にある資料では、大体九百十九億日銀からの借り入れということになっておるわけですよ。今度債券を発行した場合、大体債券発行の限度は一千四百億、そうなるのですか。

○政府委員(大月高君) 昨年の九月の決算期における資本金及び準備金の合計額は二百三十億でございますので、その五倍ということで計算しておりますが、これはまだ三月の決算で準備金もふえますし、まだ増資もございませうれば、その根拠がふえるところに五倍をかけていくのが限度になるわけでございます。

○荒木正三郎君 そこで、この債券を発行して資金を調達するということがなれば、相当資金の余裕ができてくるわけですね。その場合に、日銀からの借り入れはどうなりますか。

○政府委員(大月高君) ただいまの予定では、大体月十億程度を予定しておるわけでございます。そういういたしますと、年間で百億ちよつとという、それくらいかと思ひます。そういういたしますと、現在の三月末の東京銀行の円資金繰りから見ますと、外部負債が一千百十七億、千億ちよつととしております。そのうち日本銀行借り入れが一千二億、その相当な部分を占めておるわけでございます。残りがコール資金ということになります。もし金融債が予定どおり発行されていきますれば、まずその計数を勘案いたしまし

て、コールの返済及び日本銀行借り入れの返済、それに情勢に応じて充てていく、こういうことになるかと思ひます。

○荒木正三郎君 今のお話では、毎月十億円くらいの債券を発行しておる、こういうお話ですね。一年間ずっと続けてやると、百二十億ですね。来年もこれは続けてやるのですか。

○政府委員(大月高君) 今のような金融情勢が続いておりました、このように日本銀行借り入れが千億にも達しておるといふことでございませうれば、引き続き出して置きかえをやって参りました、こういうふうにご感じております。ただ、日本銀行借り入れの中には、御存じのように、輸出入の資金で輸出買手の金融、輸入買手の金融というふうなものがございます。特別の貿易関係の優遇金利でございますので、そういうものは当然残ると思ひますけれども、その他の一般の貿易関係の資金に使用されておるものにつきましては逐次日銀依存を少なくして参りたい、こういうふうにご考えております。

○荒木正三郎君 そこで、一つ問題は、実際計画とそれからこの法律で定めようとする五倍ですね、限度が非常に開きがあるように思ひます。だから、事実上こういう五倍という限度額をきめて、それを消化する金融事情ではないんじゃないかという問題が一つあります。そこで、五倍というふうなきめ方をもっと下げてもいいんじゃないか。まあこの調査会の答申にもいろいろ意見があつて、三倍くらい、あるいは自己資本と同額くらいというふうな意見があつたようですね。五倍というのは、実際上そういう必要

がないし、また現在の金融事情からいってそれだけ消化する事情にないというふうにご考えた場合、五倍という数は大きいんじゃないですか。

○政府委員(大月高君) この倍率をどうするかという問題につきましては、自己資本に対していかなる資金を調達するかという全体の振り合ひの問題だと思ひます。それで、一般の興長銀等におきましては、自己資本の二十倍、いわゆる債券を発行して資金を調達するのを主とする金融機関におきましては、二十倍というのが原則でございます。金融の関係の機関におきましては全部二十倍になっておるわけでございます。で、その他の機関としましては、事業をやっております特別の会社、これにつきましては十倍以下のものがあつてございまして、たとえば電源開発株式会社は十倍、東北開発株式会社、それから日本海外移住振興株式会社、それが五倍、それから石電電話株式会社、それが三倍、日本航空、石油資源株式会社、北海道地下資源株式会社、こういうものは二倍というふうになっておるんですが、これはむしろ商法が、社債を発行いたしますにつきましては自己資本と同額までという限度がございまして、この例外という、特別法という意味で、事業会社のほうは一倍から出発いたしました。それほどのくらいアルファをのけるか、こういうふうな感覚でございまして、これによりまして、本来二十倍という数字がございまして、大体において外部の負債は自己資本の二十倍程度ならばまあ危険はないんだと、こういう感覚から出ておる計数でございます。それで、一般の長期

信用銀行あるは商工中金その他につきましましては、金融債をもって資金を調達する機関でございますので、こういふふうになっておりますが、為替専門銀行は原則として預金とコールというように考えておるわけでございます。そういう意味で、少なくとも預金がかかりに半分ということになりますと、これは十倍でいい、こういふことなるわけでございます。で、十倍程度でどのくらいになるだろうかというふうな計算をしてみまして、先ほどお話がございましたように、相当ゆとりがある。で、今の金融債というものがいわば変則的なものである、この為替専門銀行におきましては倍率はそう高くないでいいんじゃないか、こういうふうな議論になりまして、その十倍の半分の五倍というふうな話になったわけでございます。

それで、この限度につきましては、非常に余裕がございまして、金融情勢いかによって実際上出ない、この限度はこれ以上出ないはいいけないという意味の眼界でございまして、三倍程度しか出なくても、たとえば輸出入銀行の場合に、買入れの限度を二倍から三倍にいたしますときに、御説明申し上げましたように、二倍ちょっと出るというふうなときにまた法律の改正が要するというのが悪いわけでございますので、若干のゆとりを持った倍率というふうなところで、五倍が適当ではあるまいかというように存じておるわけでございます。

○荒木正三郎君 この問題ね、長期金融を必要とするところと、東京銀行のように短期金融を主としているところとは違うんじゃないですか。金融債発行の限度をどのくらいにするかという問題を考える場合、長期金融を主としているところはやはり限度が高くて、資金がかさんでいきますから、けれども、こういう短期金融をしている東京銀行などの場合は、そんなに限度を高くしなくていいんじゃないか、性質が違ふんじゃないかというふうな思ひがですがね。今のせつかくの説明ですけれどもね。

○政府委員(大月高君) たいま御説明申し上げましたように、一般の金融債に依存したことを原則とする金融機関におきましては、二十倍という数字以外は現在ないわけでございます。そういうところから考えまして、その長期の資金を中心といたします金融機関におきましては、ほぼ全額を金融債にたよるといふことでございまして、この為替専門銀行のように預金源も持っている機関におきましては、その半分程度でいいんじゃないか。しかも、その制度といたしまして異例なものでございまして、さらにその半分程度、というのがこの五倍という数字でございまして、お話のような趣旨を十分くみまして五倍にいたしておるわけでございます。

○政府委員(大月高君) お話のように、現在金融債の市場が非常に逼迫いたしておりますところへ、この金融債をまた入れるわけでございますから、かなり窮屈になるという事は仰せのとおりでございます。そういう意味で、金融制度調査会におきまして、金融市場全般の状況も考へて、かつ発行する銀行たる東京銀行の立場及び引き受ける側の為替銀行その他金融機関の立場を十分考へて、無理のないように運用したほうがいい、こういう御意向でございまして。そういう意味で、この発行につきましては、関係者をもって構成いたします協議会を作りまして、この辺のところなら全体として無理がないというふうなところで運用するということになっておるわけでございまして。そういう意味で、この十倍という一応の想定につきましまして、金融上非常に無理があるということもございまして、その協議会において十分御審議願ひまして、また金額を減らすというふうなこともあり得ると思ひます。そういう意味で、できるだけ無理のない、各界で十分納得のいくような運営をしたいというのがこの考え方でございます。

○荒木正三郎君 それでね、結局は日銀が肩がわりするような結果にはならないのですか。

○政府委員(大月高君) 日本銀行の借り入れが何に向けられるかということについては、ひもがついておらないわけでございまして、ある銀行の日本銀行借り入れが百億ございまして、それが一部は貸し出しに向けられ、一部は有価証券の買入れに向けられ、一部はその他

の準備金になっているというふうなことで準備金になりますので、もしこの金融債をアルファとして完全に引き受けるということになりましたら、この資金源として引き受けるほうはコールをさらにとるとか、あるいは日本銀行から金を借りるとか、あるいは日本銀行から金を借りずともこれはそれに直結するわけではないわけでございまして。それから、金融機関といたしましては、必ずしも為替銀行だけではないに、資金にゆとりのある銀行にも持ってもらえるわけでございまして、彼此勘案いたしまして、あるいは為替銀行においてもその分を引き受けるだけ貸し出しが減るとか、あるいはほかの債券が減るとか、あるいはほかの債券が減るとか、実情に応じて引き受けてもらえらるものと考へておるわけでございまして。

○荒木正三郎君 南東アジア課長、見えてますか。

○理事(上林忠次君) ちよつと申し上げます。外務省から稲田南東アジア課長が説明員として出席していただいております。

○荒木正三郎君 私の質問は政治性の問題ですから、どういふふうにご答へてもらえますか。フィリピンと日本との関係ですね、うまきうまきではないのじゃないかという、いろいろ起こっている問題から見て、そういうふうな感ぜられるのですが、少し説明をしてもいいと思います。

○説明員(稲田繁君) 日本とフィリピンの間に、マカバガル新政権ができてから何かうまきうまきではないといわれる面が、そういう御印象を受けておられる面があるかと思ひますが、私どもは決してそうは思っていないのであります。それはマカバガル政権自体が非常に内政上の苦しい立場にあるということから、種々の基本的な国内政策がいまだに軌道に乗っていないというところから、いろいろの問題が何か日本側から不利のように御印象を受けておられるのじゃないかと、こう思ふわけ

○理事(上林忠次君) 申し上げます
が、外務省から前のフィリピン大使の
湯川官房長が見えております。

○荒木正三郎君 それで、端的にお尋
ねしますがね、土屋大使を更迭する
という考案は外務省にないんです
か。

○政府委員(湯川盛夫君) 土屋大使
は、先般、土屋大使がどうも十分な活
動をしないので、日比關係がうまくい
かないというふうな投書が新聞にござ
いました。それがフィリピンに大きく
報道されて、土屋大使としては、
それは自分としても一々反駁できるこ
とはあるけれども、しかし、そういう
報道があったというふうなことは、今
後いろいろとむずかしい問題を解決し
ていくのにも、いろいろ支障になる、
そういうことで、政府に迷惑をかける
ということは、自分の本意にもとるこ
とである。したがって、この際自分と
しては辭職をしたいという意思表示が
ございました。辭表の提出がございま
した、まあ御本人の意思を尊重して、
それを受理することにいたしました。先
般願いによって退官するというふうな
発令になりました。

○荒木正三郎君 私ね、外交關係で
微妙な影響を与えたいかぬと思いま
したから、こういう委員会でも質問す
るのをよほどちゅうちょしておたわけ
ですがね。しかし、現地からのいろい
ろの話を聞くと、土屋大使ではうまく
いかぬ、こういう声が非常に強い。そ
れから、それに関連していろいろのい
ざこざが起きている、こういう話を
聞いています。そういう關係から、特
に日本とフィリピンとの通商航
海条約、これについても日本側はすで

に国会の批准を得ているわけですね。
ところが、フィリピンのほうでは、全
然これは議題にならない、こういう事
情もあるし、それから何かという電源
開発のダムですね、これも中止する、
それから商社に対する最近のフィリ
ピンの態度、こういうものを見て、こ
の際に積極的な努力すべき必要があ
るのじゃないか、こういうふうな感じ
ましたから、きょう質問しているわけ
なんです。そういう点で、あまり悪く
ないというふうなお話ですけれども、
実際はそうじゃないんじゃないです
か。しかし、その理由が一体どこから
来ているか、そういう点、説明できれ
ばしてもらいたい。

○説明員(福田繁君) 先ほど申し上げ
ましたように、マカパガル政權として
の発足して間もないために、いろいろ
前の政權との關係で、あるいは選挙運
動中、そのほか前の政權のやってお
られたことを批判し是正するものがある
ということをおっしゃられることは確
かでありまして、ただ、最近の商社の
ことに關しましては、これは直接通商
航海条約の批准のおくれていることと
は關係はないと思えます。これは商社
の問題は、一番初めに、一時短期入
者の滞在期間の問題として起ったわ
けであります。これは実はフィリピン
政府の中で、短期渡航者、ことに新聞
等の報道によりますと、香港等からた
くさんの華僑が一時渡航者としてフィ
リピンに入ってくる、そしてその数が
ますますふえつつあるということもあ
りまして、短期渡航者の制限、入國の
制限の問題というのが起ったわけで
あります。それは、日本やアメリカの

ような、別に入國査証の取りきめを
持っている国には例外的な措置を講ず
るということで解決を見たわけであ
ります。

それから、だいた議員が国会等にお
きまして、まだ通商航海条約の効力を
発している前から、日本の商社活動が
非常に活発だということをお非難した演
説をされたことはあるわけでありま
す。それもしかし、平和条約のすでに
フィリピンとできています今日、通商航
海条約の発効が必ずしも商社活動を可
能とする法的根拠ではないわけであり
まして、すでにフィリピンとの間には
平和条約ができておりますし、そして
技術、それから経済協力、賠償の支払
いというようなことは行なわれてお
るわけでありまして、ただ、議員等一
部フィリピンの人たちが日本の商社活
動を非難しているというものはあるわ
けであります。しかし、それは先ほど
申し上げましたように、いろいろの
フィリピンの新しい政權であるマカ
ガル政權の発足の間もないとき、いろ
いろなことがまだ軌道に乗っていない
ということから、それから新政權と旧
政權との政策の食い違いあるいは是正
という面から起ってくる摩擦が、そ
れが日本ばかりでなくほかの国にも一
様に響いておると思うわけです。

○荒木正三郎君 これ以上の質問は私
はやめておきますが、現実にフィリ
ピンのマニラ駐在の商社は仕事にしく
い状態にあるというふうな聞いており
ますので、やはりこの際外交的にこう
いう問題を改善するように積極的に手
を打っていく必要があるのじゃないか
というふうに思っていますので、十分外務
省としても努力してもらおうというこ

の希望を付して、質問は一応終わって
おきます。

○説明員(福田繁君) 今の御要望の趣
旨を体しまして、われわれもできるだ
けのことをいたしたいと思えます。

○理事(上林忠次君) 一応申します
が、外国為替銀行法の一部を改正する
法律案に戻ります。

○木村禮八郎君 直接法案に關係ある
質問じゃないのですが、最近金融制度
調査会はどういう仕事をしておるの
ですか。昭和三十一年に法律ができて
から、いろいろ諮問され答申も行な
れ、その一部も実施されてくると思
います。大体、金融制度調査会がで
てから、概括でいいのですが、どう
いう答申が行なわれ、そうしてどうい
う点が実施され、金融制度調査会と
しては現在政府が諮問をしておるか、
どういう作業をしておるのですか、
その状況をちょっと知らして下さい。

○政府委員(大月高君) 金融制度調査
会は、御存じのように昭和三十一年に
国会の御審議を経て法律に基づきま
して設立されたわけでございますが、
その後具体的に実行いたしました問題
について御説明申し上げます。

まず、第一には、現在法律になっ
ております準備預金制度に關する法律、
これに關係の答申が三十一年の二月に
できまして、金融調節上非常に重要
な制度を創設いたしましたわけでござ
います。それから、現在やはり法律に
なっておりますが、預金等に係る不
当契約の取締に關する法律といた
しまして、これは例の導入預金が
非常に横行いたしまして、これを
取締るためにどういふように規制
した

らいいかというのを答申をいた
だき

らいいかというのを答申をいた
だき

らいいかというのを答申をいた
だき

まして、それに基づいて法律ができておるわけでございます。

なお、同時に当時の相互銀行、信用金庫等に経営上の問題のある事件が相出たものでございますので、もう少し監督を強化したかどうかというふうな答申を得まして、預金保障基金法案及び金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法案、こういう法案を御提案申し上げたわけでございますが、当時の国会の事情によりまして、これが国会の解散によりましてそのまゝになっております。

それから、第三の問題は、中小企業信用を補完する制度を考えたいというところになりまして、中小企業信用補完制度に関する答申というのを三十二年の答申に得たわけでありまして、この答申に基づきまして、現在の中小企業信用保険公庫法が成立いたしました。中小企業信用保険公庫が現に動いておるのはこの答申の結論によるものでございます。

それから、第四の問題といたしましては、中小企業金融機関のうちの信用金庫と信用組合の業務分野をどう調整するか、あるいは監督をどういうふうに改めたいかという問題がございまして、三十三年の五月に共同組織による中小企業金融制度に関する中間答申というのをいただいております。大体この答申に基づきまして、現在信用金庫及び信用組合の監督指導を行なっております。

第五は、三十五年九月に日本銀行制度に関する答申をいただいておりますが、非常に重要な答申でもございまして、また非常にむずかしい問題でもございまして、最後に政府と中央銀行との間の関係をどうするかという点につきまして、最終的に一本の結論が出ないまま、A案、B案というふうな答申をいただいております。

これは具体的には政府の中央銀行に対する監督権は認めるけれども、中央銀行の中立性ということにかんがみまして、これは相対的中立という感覚で扱おうのはいかがだろうか、その相対的中立という観念を制度上どう表わすかということに關連いたしまして、日本銀行政策委員会の決定いたしました事項につきまして、政府は単に議決の延期権等のいわば消極的権限を持つにとどめるほうがいいのか、あるいは積極的にこれに対して政府が命令権を持つというふうな積極的な権限を持つのがいいのかという点につきまして、意見が一致しないまま両案併記の答申をいただいております。

これはその他の点につきまして、行政上非常に重要な問題も含んでおりまして、その精神にのっとり行政上措置できるものは逐次運用しておる段階でございます。

第六の問題は、現在御提案申し上げております外国為替銀行法の改正に關連するものでございまして、昨年六月にこれを審議したため的小委員会が設けられました。数回にわたって委員会を開いて答申案を作成していただき、最終的には昨年十一月十七日の調査会において正式の御答申を得たわけでございます。これに基づいて現在の御提案申し上げております法案が出ておるわけでございます。

その後、特に金融正常化の問題が大きな問題でございますので、これを審議いたしましたために、調査企画部会という特別の部会を設けまして、洪沢会長みずからその部会長となられまして、現在までに十五回にわたって会合を開いて御審議願っております。主としてオーバー・ローンの実態を研究分析し、これに対してどういうふうにかの辺からメスを入れていこうかという非常に基本的な問題でございますので、大体において隔週一回ずつ会合を開いて今御審議を願っております。

○木村禮八郎君 そのオーバー・ローンの実態について、これはこれを行なった上で答申がなされるわけですか。

○政府委員(大月高君) この調査企画部会は、一般の小委員会とやや性格の異なる運用をしたという会長の御意向がございまして、会長のいわばブレーションというふうな格好で使っております。ある程度客観的な、結論的なものが出ますれば、それを調査会にお諮りしてきめていただきたいと思います。こういう会長の御意向でございます。そういう意味で逐次いろいろ分析をやっております間に、中間的にそれをとるべきものがあるれば、運用上とていこうじゃないかというふうなことでございまして、今はまだ現状分析の段階でございます。これから各種の提案を検討し、さらに結論的な段階に入ろうという中間の過程でございます。

ては外部に出しておりませんが、先般の会合におきまして、オーバー・ローンの問題と關連いたしました、正常化の問題の問題点としてはこういうところから問題点といたしまして、外部に発表いたしておりますので、問題点の整理という段階におきましては、ごらんいただくことはできると思っております。

○木村禮八郎君 これは非常に大きな問題ですが、正常化の問題はわれわれもやはり絶えずその関心を持っていないわけにはいきませんから、そういう調査とか報告とか、まとまってきたら、逐次われわれに資料を提供してもらいたいですかね。

○政府委員(大月高君) 中間のまだまとまらない段階ではなかなかむずかしいかと思っておりますが、今申し上げましたように、一応問題点の整理をした分がございまして、これはごらんになれるべきものだと思っております。その後逐次審議が進みますに従いまして、中間的にそういう資料はできるだけ外部に出しまして御批判をいただけるのがわれわれの真意でございますので、まとまり次第お配りしたいと思います。

○木村禮八郎君 しまいにまとまってきたら、日銀法の改正は、これは大きな問題だと思っておりますが、さっきお話しございましたけれども、これはどういうふうな処理していかれるんですか。この改正案はいつごろ出される用意があるのか、その辺のところどうなっているでしょうか。

○政府委員(大月高君) 中央銀行の制度は、何分全体の金融機構の中核的なものでございまして、制度を立てるといたしますれば、十分御審議を願いますと、これを法案にして大蔵省の意見をきめるのになかなかむずかしい、しかも最もむずかしい部分がいれば未決定になっておりますので、金融の正常化の問題等に入りまして一応の結論を得、またさらに必要があれば普通銀行の制度等についても御審議を願って、また再び中央銀行の問題に振りかえて今ペンディングになっておりますような問題を含めましてまた御審議を願って、結論が出ればこれを制度に移したい、こういうふうな考えでございます。

上政策委員会の意向を聞きまして大蔵大臣が限度をきめるという制度になっております。で、これは単に大蔵大臣の決定事項でございまして、現在は、昨年の十二月にきまされたかと思っております。現在一兆千五百億円が限度になっております。

○木村禮八郎君 一兆……

○政府委員(大月高君) 一兆千五百億円でございまして。

○木村禮八郎君 それから、これを超過した場合です、超過した場合はどういうことになっておりますか。

○政府委員(大月高君) 日本銀行法によりまして、発行限度の決定は「主務大臣の閣議ヲ経テ……銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ」ということになっておりました、この限度を定めたときには公示するということになっております。しかし、通貨でございましてこれを限度内に必ず押えるというわけには参りませんので、この限度超過の場合を想定いたしているわけでございます。それで、必要な場合には日本銀行はこの発行限度をこえて銀行券を発行することができる。「但シ十五日ヲ超エ其ノ発行ヲ継続セントストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」ということとございまして、限度超過が十五日をこえるということになりますと、大蔵大臣が認可をして続けている。こういうこととございまして。

○木村禮八郎君 その場合は認可だけでいいんですか。何か納付金とか、そういうもののほうの関係は何かないですかね。

○政府委員(大月高君) それは限度発行税の問題であらうと思っておりますが、今申し上げましたように、十五日をこえ

る場合にはまず大蔵大臣が認可をいたしますが、その場合には、十六日以後の発行限度を越える銀行券の発行高、つまり限度超過の金額に對しましては、その日数に応じて主務大臣の定むる割合をもつて発行税を納めると、こういうことになっております。現在、大蔵大臣が定めております発行税は、年三分の割合においてこれを徴収いたしております。

○木村禮八郎君 そうしますと、こういう発行税を納めればやはり超過できるわけですね。

○政府委員(大月高君) むしろ、発行できる権限は主務大臣の認可にあるわけでございます、その認可を得、限度超過発行いたしましたその結果について税金を納めるということになろうかと思っております。

○木村禮八郎君 それから、限度をきめる場合はどういふふうに、何を基準にしてきめるのですか。

○政府委員(大月高君) 日本銀行券の発行高は、大体において国民総生産の伸びに関連をもつてふえていくわけでございます。それで、その当時の経済情勢、金融の情勢等いろいろ現実に考へまして、大体において日銀券が限度を越えないという程度のところを目安にしてきめております。で、ただ、たとえば年末でございまして、年度末でございまして、通貨が当然非常にふえる時期がございまして、そういう点をめどにしてきめまして、非常に限度が大きな数字になりますと、心理的にもまたインフレ的なものになってはいけないというところで、そういう例外的期間はある程度認可をもちまして限度超過をやってもよろしい、しかし

大体において一般の月の半ば、それから普通の月においては限度内に入るであらうという見通しをもつて限度をきめておるわけでございます。

○木村禮八郎君 そうしますと、たとえば三十七年度の予算を編成する場合には、政府は経済見通しをやりましますか。と、三十七年度を例にとりましますか。ところが、非常にいわゆる行き過ぎで事情が変わつちやうでしよう。そういうときはどういふんですか。どうもそこが私わからないんですが、たとえば三十六年度の経済見通し、あれは努力目標であるといわれるのですが、その経済見通しに沿うように日本の経済を運営していく場合に、大体日本銀行の発行限度というものは経済見通しに沿うてきめると思ふのです、一応、そのときに、日本の経済を努力目標としての経済見通しに沿うに行なうためには、いわゆる日銀の貸し出しなりあるいは通貨の発行の上から規制するようにならなければならぬので、設

備拡張の需要がどんどん多くなつてくれば、民間銀行は貸す、そうして、日銀貸し出しを求めてくる。何というんですか、一応限度をきめてみても、その点は、ただそのときの経済の変化に応じてまた発行高が多くなるといふことになつてしまふのであつて、そういう点はどういふんですか。最近よく行き過ぎ行き過ぎといふですね。日本の今の経済の仕組みのものは、その行き過ぎを調整する手段というものは一体ないのかどうか。私は金融面から一つあると思ふんです。あるいは金融通貨面に直接規制はできませんね、今は自由経済ですから、その点をどうい

うふうに考えておられるのですか。ですから、努力目標ですから、その目標どおりに運営していこうとすれば、努力として何かで調整していかなければならぬ。ところが、池田さんは、民間の成長意欲が非常に強くて、政府が九割でとどめよといつても、どんな成長意欲が強くても一四割以上になつちやう、こういうふうに言うのです。が、九割にとどめようとするれば、やはり金融面から、金融政策面からそういう規制を加えなければならぬと思ふのですが、そういう点、どういふふうに考えておられるのですか、伺つておきたいのです。

○政府委員(大月高君) 今のお話は、全体の財政金融政策におきましてどのようにならざるかと、その政策をとつていくか、それに関連いたしまして通貨の発行限度をどう考えるか、こういうお尋ねかと思ひます。それで、この通貨の限度は、率直に申しまして、経済活動の結果でございまして、通貨量自体を押えるということとは実際上まず不可能であらうと思ひます。しかし、現実は経済活動のまた反映でございまして、それは経済活動自体をいかに調整していくか。で、その結果通貨に反映されるといふことで、常に通貨量の増減には関心を持って見ているわけでございます。最近の経済の調整過程におきまして、たとえば昨年の七月ごろでは日本銀行券の毎月の平均発行高は対前年比二六%ぐらゐ上回つておつたわけでございます。それが引き締め政策を実行いたしまして、逐月低下いたしました。この三月におきましては一八%ぐらゐとこえるという程度にこれが落ちてきております。これは

むしろ通貨の発行高自体を規制した結果でなしに、公定歩合を引き上げ、あるいは準備預金制度を強化する、高率適用制度を強化するというような、金融政策あるいは窓口規制を実行いたしております、そういうようなこと、あるいは輸入面におきまして輸入担保率を引き上げたというやうな、金融政策面の影響が通貨面に現れてきているのではあるまいか。そういう意味で、われわれは必ずしもこの通貨量、通貨だけということでもなしに、やはり経済の全体といたしまして、物価でございまして、あるいは国際収支でございまして、あるいは生産の伸び、あるいは在庫の状況、そういうやうな実態的な経済指標を見ながら政策をやつていくのが妥当であらうかと考えておるわけでございます。で、そういうやうな経済の調整の方式につきましては、今申し上げましたやうな手段、それからやはりもし必要でございすれば、財政政策におきまして予算の編成あるいは税制、いろいろとるべき手段はあると思ふわけでございます。これはまたその他行政指導というやうなものもあると思ひます。設備投資の抑制の問題につきましては相当産業政策に反映される、こういうやうな各般の努力によりまして、全体の経済はうまいくつていふふうに考えるべきだと思ふわけでございます。この銀行券を所管いたしております日本銀行だけが金融政策だけに依存いたしまして調整をしようとしても、なかなかできない面があるかと考えるわけでございますが、また日本銀行当局といたしましては、この最高発行限度というものを一つの目安といたしまして、金融面でできる限

りの安定成長をはかっていく、こういうような感覚で今やっておるわけでございます。

○木村禮八郎君 これは直接関係ありませんから、あまり長く質問するのどうかと思いますが、最後に一つだけ伺いますが、結局日銀の貸し出しですね、それが通貨発行高に影響して行くわけですがね。どうも最近日銀の貸し出しが非常にふえて、しかもそれがなかなか還流してこない、恒常化してきてですね。この点どういうふうにお考えになっておるのですかね。

○政府委員(大月高君) 日本銀行券が出ます原因には、おおむね、分類いたしまして、大きく二つあると思えます。財政の払い超過から出るものと日本銀行貸し出しで出るもの。したがって、経済の伸びというのを考えますれば、通貨は若干つふえること。そういう意味で、かりに財政が均衡いたしておりまして、そのままだでは日本銀行貸し出しはふえると、こういうことであるかと思えます。ところが、昭和三十六年度全体を通観いたしました、財政上の揚げが四千九百七十億でございます。おおむね五千億揚げが来ておりますから、これをカバーするだけの日本銀行貸し出しは、これはやむを得ないと考えております。さらに、それに対する正常通貨の供給という面におきましてアルファが要るわけでございます。現実には、この昭和三十六年度を通じて日本銀行の貸し出し増加は六千八百六十億、七千億近くでございますので、つまりそのアルファの分がはたして妥当であったのか、あるいは出し過ぎであったのか、こういう御批判になると思うわけでございます。

す。そういう意味で、われわれは全体の経済を見ながら今調整を進めておるわけでございます。むしろ金融は引き締め基調に推移いたしております。日本銀行の政策態度もさうでございますので、今申だるみやその他のいろいろございまして、この引き締め基調を堅持しながら次の発展段階に入りたいというところで、極力努力いたしておるわけでございます。

○木村禮八郎君 財政の引き揚げ超過と、それから貿易の入超による揚超、そういうものは日銀でカバーする、こういう方針になっておるんですか。

○政府委員(大月高君) これは経済の成長に伴う通貨の必要というものが、まず概念的には想定されると思えます。で、そのもとで財政の揚げの原因の中には、一つは一般会計の租税関係の揚げがございまして、一つは外為関係の揚げがございまして、昔の金本位制度を想定いたしますれば、当然外為関係の揚げは埋めるべきではない、こういうことではあるかと思えます。しかし、これはかつての昭和四、五年ごろのいろいろな経済が非常に日本経済として苦境にあったのは、金本位制度自体からやはり来た面が相当あったんではなからうかと通貨的には考えるわけでございます。その後管理通貨制度に各回参つておりますが、必ずしも外為関係の揚げをそのまま揚げてしまつて経済がうまくいくかどうかという点については、私はいささか疑問ではあるかと思っております。しかし、何しろ外為関係が揚げるということは国際収支における赤字を反映するわけでございますので、十

分その点は、一般会計の揚げがどのくらいであるか、外為の揚げがどのくらいであるか、これを、常に頭に置いて運用いたしておるわけでございますけれども、必ずしも一般会計の揚げは埋める、あるいは外為関係の揚げは埋めないということではなしに、総合的に経済全体を見て処置すべきものかと考えておるわけでございます。

○木村禮八郎君 最後に、一つだけ。財政面での景気調整として、たとえば予算を組んでも、三十七年度は二兆四千二百六十八億、約一千億円ぐらゐは食費会計に繰り入れたり、国債償還費に充てたりして、実際に使わない、こういう説明なんです。そういう場合

にこれはやはり税金が引き揚げ超過になる分も日銀の貸し出しで埋めちやえ、やはりその面においては景気調整というものはできないわけですか。よく大蔵大臣はそう説明するんですけれども、しかし、それは金融面との調整がつかなければ、ただそれだけでは景気調整には私にはならぬと思ふんですが、そういう点はどういうふうに考えておられるんですかね。

○政府委員(大月高君) 外為の揚げの關係は先ほどお話し申し上げたとおりだと思ひますが、一般会計の揚げ、その他の揚げにつきましても、やはり同じく経済の事態を反映しておるところだと思ひます。たとえば租税収入が非常に多過ぎる、これは経済活動が盛んであって、法人税、所得税が想定いたしましたよりも余分に入つてくるということから来るわけでございます。非常に強い引き締めの感覚から申し上げますれば、そういうような揚げも

これはためておくべきだ、こういうことになると思ふんでございまして、外為の揚げ自体もそのままだにしておくのは必ずしも経済上適當でないという感覚と同様に、租税から来る揚超も必ずしもそのままだにしておいていいものではないかと思ひます。しかし、逆に考えますと、一般会計が揚げる、あるいは外為関係が揚げるということは、そのままだにしておきますれば、経済に対して非常にデフレ的な影響の起る問題でございまして、それをまず原則として、デフレ的な方向に作用すると、それを金融面で適宜調整するというところでございまして、どちらかと申せば引き締め基調に金融は持つていけるわけでございます。かりに散超の財政が起きますれば、どちらかといへば緩和的な方向に動く財政を、金融ではそれを逆の方向に行き過ぎないように調整をする、こういうことになるわけでございます。原則と例外の感覚からいまして、やはり揚超の財政というものは、金融を含めて調節を考えましても、やはり引き締まり的に作用する、こういうふうに考えてい

いんじやないかと思ひます。

○木村禮八郎君 そのときに、税金なんか、法人税なんか企業が銀行から金を借りて税金を納めるといふことになれば、必ずしもそれは引き締まりにはなりません。

○政府委員(大月高君) それは納税の場合に全額貸し出しに充てれば相殺される、こういうことでございまして、何分貸し出しでございますから、全部埋める義務はないわけでございます。埋める義務はないわけだけ埋めないようにするというにすれば、それ

だけ金融は締め得るかと思ひます。

○理事(上林忠次君) 暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三十一分開会

〔理事上林忠次君委員長席に着く〕

○理事(上林忠次君) ただいまから委員会を再開いたします。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑のある方は御発言願ひます。

○須藤五郎君 まず、国際通貨基金を今度強化しなければならなくなった根本原因について政府の見解をお伺ひしたいと思ひます。

この提案理由の説明を拝見すると、通貨交換性が回復されてきた結果、短期資本の国際的移動が大幅になり、自由になってきた。そのため主要国における国際収支の安定が脅かされるという難問に直面した。だから、国際通貨制度の維持のため国際通貨基金の資金的基礎を充実し、その機能を一層強化しなければならなくなったのだ、まあ大体このように述べていらっしゃると思ひます。私に言わせれば、こんなことは国際通貨基金を強化しなければならぬ根本原因にはなり得ない、ただ通り一べんの経過を書いただけじゃないかと思ひます。私たち共産党のとっているマルクス主義経済学とははつきり立場は異なっておりますが、先日来日したアメリカのニール大学のトリフィン教授も、国際通貨制度の危機についてはそれはそれで深い分

析はやっていると思いません。もっともトリフィン教授は貨幣数量説の立場に立っており、金にかわる世界通貨というような新語を持ち出してはおります。しかし、少なくとも政府提案理由のような通り一べんのお話に比較するとはずれではあるが本質に迫ろうとしているように思います。また、情報によると、財界のごく一部の上層部は、国際通貨の危機について深刻に考えているそうです。まあそれはそれとして、短期資本流出を引き起こした根本原因は何であるかを、まず最初にお聞きしたいと思います。

○政府委員(福田久男君) 提案理由の説明でも、あるいは敷衍説明でも申し上げましたように、またただいまの御質問にもございましたように、国際的な資金の移動がかなり激しくなつて参りましたわけでございます。まあ特にそういう短期資金の移動が激しくなつて参りました原因でございますが、これは一九五八年の終わりに西欧各国の主要国が通貨の交換性を回復いたしました、また通貨の交換性を回復するに至りましたバック・グラウンドの中には、それらの国が外貨準備が相当増加して参りました。したがって、外貨準備が増加したということ、それからそれらの国が交換性を回復して、資金が割合自由に動き得る状態になった、そういうバック・グラウンドのもとに交換性の回復が行なわれましたわけですが、したがって、各国間における資金の移動がしやすい環境が生まれまして、その後特に一九六〇年において一番著しかったのでありますが、たとえばアメリカから西欧方面に移動した短期資金の量というのは、数字は正確に把握

したいのでいろいろな説もございませうが、あるいは二十億ドルといわれ、あるいは二十五億ドルといわれておるわけでありませうが、それらの資金が特に西独を中心としたままであるいはスイスとかあるいは英国とかそういう方面へ流れ出したわけでございます。今度、その後になりまして、イギリスのポンドに対する価値についてのいろいろなルー・マーが出たりいたしまして、今度英国から、ロンドン市場からあるいはスイスへあるいは西独へあるいはアメリカへと流れていくというふうになり、かなり六〇年、六一年の経過を見てみますと、大量なそういう短期資本の移動が見られたわけでありませう。で、その直接の移動の原因といたしましては、いろいろ理由があると思はれますが、たとえば各国間における金利の格差であるとか、あるいは通貨価値に対するいろいろなルー・マーとか、あるいは金価格の変動に対する、変動の起こりましたことによる影響であるとか、あるいは流通証券に対する投機——スベキレーションのため、あるいはまた政治的に不安定の地域から割合に政治的に非常に安定しておる地域へ短資が動くとか、いろいろ原因があるようにございませうが、いずれにいたしましても、通貨に対する交換性が回復されました、資金の移動が比較的楽に動き得るといふ環境になりましたと、そういう短期資金の移動は避けがた

状況であるわけでありませう。もちろん、それらの場合におきまして、たとえば英国の例について見ますと、ポンドに対する英国の国際収支が悪くなつて、ロンドン市場から短資が流れ出るといふような場合に、各国の

中央銀行でバーゼル協定といったような秘密の紳士協定を結びまして、それに対する応援の措置をとつたという事例もございませうし、したがって、各国中央銀行相互間におけるそういう助け合いといふか、紳士的な相互の協力態勢も同時にあるわけではございませうけれども、しかし、何と申しまして、国際通貨基金の中心機構でありましてIMFというものがこの問題について実情に即したある適当な措置をとるという事は、どうしても必要な事態ではないかといふふうに考えられますし、昨年のIMFの総会におきましてこの問題が討議の対象になつたわけでも、総会において原則的にこういふ措置をとることにしても賛意を表したこともございませう。そういうようなことをあわせ考えまして、IMF当局といたしましては、本年の一月の理事会で、これが正式に取り上げられまして、各国がそれに対して国内的に所要の措置をとりつつある状況であります。根本原因は、先ほど申し上げたような短期資本の移動ということに中心的な問題があるわけでございます。

○須藤五郎君 私、こういうふうにかだ、アメリカのドル危機だ、こういうふうなふうに思ふのです。アメリカの国際収支を破綻させている原因は二つあると思ひますが、その一つは、アメリカの戦争政策、アメリカの海外軍事援助費、世界各国に張りめぐらされた膨大な軍事基地建設費と、維持費、軍隊派遣費などの軍事支出、これだと思ふのです。二つめは、ドルの減価です。ドルはすでに戦前の価値に比較しまし

て五〇%以下になつておると思ふのです。それにもかかわらず、一オンス三十五ドルの金価格を維持しておる。こんな不自然なこと、つまり価値法則に反するようなことはいつかはくずれなければならぬ。今そういう危機に直面しつつあるのだと思ひます。金価格引き上げ、たとえば一オンス七十ドル程度への引き上げ、逆にいうとドルの切り下げの懸念があるからこそ、金の輸出があるのじゃないでしょうか。これが根本原因じゃないのですか、どうですか。

○政府委員(福田久男君) アメリカのドル防衛のためにこの措置をとるのじゃないかという、端的に申しますとそういう御質問かと思ふのですが、先ほど申し上げたように、短期資本の移動は、大体先進諸国において相互の間で動いた過去の経験から見まして、アメリカから出る場合もあるし、またアメリカに入る場合もありますし、必ずしもアメリカのみを対象として考えておるといふのでなくて、今度の取りきめに参加しております主要先進国十カ国がそういう事態に立ち至りました場合に、この資金を活用するということが考えられたわけでございます。単にアメリカのみを対象としておるといふ意味ではないと思ひます。

○政府委員(福田久男君) 一オンス三十五ドルというのは、国際的にそれを一つの貨幣価値の基準としてとられておるわけで、単にドルだけの問題でもなく、他のポンドその他の通貨も一つのそれによる通貨の体系ができておるわけですが、お話をの点の重点は、アメリカの国際収支がどうかという点のほうへあるのではないかとと思ひますが、御承知のように、一九六〇年のアメリカの国際収支の状況を見ますと、經常勘定におきまして、主としてその内容は商品輸出、商品輸入が大きな要因になつておりますが、六十八億ドルの黒字になっておりますが、そのほか先ほど御指摘のありました政府支出なりあるいは民間の外国に対する長期の資本の流出などもございまして、三十八億ドルの赤字ということで、その結果、金の流出なりあるいは短期資本の移動なりというものがあつたわけでございますが、六一年になりましたら、經常勘定の黒字が七十三億ドルでございまして、政府支出あるいは民間の長期資本の流出等がありまして、それを差し引きますと二十四億ドルくらいの赤字のようでございます。その中でも七十三億ドルの經常勘定の黒字というものが、やはり主として政府支出と民間の長期資本の流出によりましてそれを打ち消されて、さらに赤字が出ておるといふのが実態でございます。しかし、六〇年に比しまして、六一年はかなり、先ほど申し上げた数字でおわかりのように、好転をいたしておりますし、六二年はどうなりますかよくわか

いふふうに私は思ふのですが、それに対してはどうですか。

りませんが、政府の公的な見通しでは、六一年よりは悪くはならないだろうというふうにいわれておられるようにございます。したがって、六三年、昭和三十八年あたりには、完全に均衡する方向へ持っていきたいという意図を持っておられるようでございます。ドルの一オンス三十五ドルという金価格は、おそらく維持されるのではないかと、うふうに思っております。

○須藤五郎君 あなたは非常に楽観論ですが、状態は少しも私はよくなっていないと思うのですよ。再び悪化するということも、もう目に見えて、一月二十日、東商ホールで行なわれたトリフィン教授の講演内容を信用すれば、国際通貨基金当局でさえ、今度の国際通貨基金強化策は単なる一時しのぎにすぎないと言っているくらいです。私もそう思います。ただ観点が違うだけなんです。私がさっき申しましたように、アメリカの戦争政策が、限り、またドル切り下げを行なわない限り、アメリカの国際収支の悪化は解消しない、いわゆるドル危機は続く、こういうふうにお考えですか。アメリカは、この根本原因を取り除こうとしないで、ドル危機を西諸国及び日本の犠牲によって回避しようとしている。今度の国際通貨基金の強化策はそのための手段だと私は思いますが、政府はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(福田久男君) 国際通貨基金からの借り入れは、年々ある特定の国に対して累増さして行っているといふわけのものでもございませんし、やはり国際収支の根本は、それらの国において均衡を回復する措置がとられ、

また回復して参らなければ、借りた金は返さなければなりませんわけですから、各国とも借りました場合に均衡を回復するための努力を重ねておることには御承知のとおりでございます。したがって、この措置によって特にアメリカの国際収支の赤字のみを対象として云々するということは適当ではないと思っております。

○須藤五郎君 次に、アメリカは前々から、他国には通貨交換性の回復、自由化政策を強く要求しておきながら、いざ自分の番になると拒否し、しり込みしておるのです。私は、アメリカにおける通貨交換性とはドルに対して金を無条件で売ることであると、こういうふうにお考えですか。西欧各国及び日本を圧迫して、金の買入れ申し込みを拒否して、金のことによって、これが現状だと思いますが、それだけでは、その上に西諸国及び日本に対してドル防衛の協力を強要しているの勝手気ままな言明断然な態度だと思っておりますが、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(福田久男君) アメリカが金の売却について制限しておるといふことですが、要するに金の取引といたしましては、制限はしておらないわけでございます。個人金の買入れとか、そういうもののについては御遠慮願うというふうな配慮はしておるかと思えますけれども、たとえば外国の金融機関が買入られるということには応じておると思いますが、先ほども申しましたように、各国の中央銀行の相互の間におきま

て、国際的な協調機構が非常に高まっておりますことでもございますし、たとえば先ほど申し上げたパーゼル協定といたつような紳士協定もうまく運営されておるといふようなことから考えまして、今後における国際間の、各国中央銀行間のそういった国際金融面における協調態勢というものはさらに高まっていくことは適当なことであり、また望ましいことではないかと、うふうに存じます。

○須藤五郎君 それでは、何ですか、ドル防衛は自由主義諸国の全体の義務だとおっしゃるのですか。ドル防衛という言葉の意味ですが、要するに、ドルにいたしましては、ポンドにいたしましては、またマルクその他にいたしましては、国際間における取引の主要な地位を占めておるわけで、主要工業国十カ国は、日本はまだ交換性を回復しておりませんが、行くと行くと交換性回復という事態も参りましようし、それらの主要工業国の十カ国の通貨というものは、世界の国際金融取引において非常に高いウエイトを占めることになるだらうと思っておりますが、そういったそれぞれの主要工業国の通貨につきまして、その価値維持なり何なりが短期資本の移動によって脅かされるというのではないように配慮しなければなりません。ある程度やむを得ないというふうな移動もございまして、それらの場合に処して、このIMFが資金的に応援をする、またその応援するにあたってはそれらの十カ国が相互に協調の精神にのっとりて基金に対して資金の貸付を行ない、基金固有の資金を合わせまして所要の貸付を行なう

ことを認めるという趣旨でございますから、そういう意味において、ドルの価値維持はもちろんのこと、その他の主要通貨についての価値の維持をはかっていくことに協調して努力したいという趣旨でございます。

○須藤五郎君 昨年九月十八日からウィーンで開かれた国際通貨基金の総会で、国際通貨基金強化策に関する協議が行なわれましたね。そのときにフランス、オランダ、西ドイツの各代表から猛烈な批判が出されたことは御存じでございますか。

○政府委員(福田久男君) 昨年の総会、あるいはその後におきまして、その前からいろいろと検討はなされておったようでありまして、特にフランスを中心としていろいろと議論があった模様でございますが、そのおもな趣向というものは、この運営の問題、つまりIMFの機構と、この特別の借り入れ取りきめの措置に基づく運営をどうするかというところに議論の中心があったように承知いたしております。

○木村福八郎君 それに関連して、もう少し具体的に、あなたの答弁が、そんなに抽象的でなくもう少し具体的に答弁してもらいたいですよ。たとえば、フランスがこれに対して難色を示したのはどういう根拠で……。ただ運営と申すのは、われわれ聞くとところによると、スタンドバイのローンに対する条件について非常にきつい条件をフランスがつけてきた、こういうふうな意見が出てきた、こういうことは十分調査されていると思えますから、ただおざなりでなくですよ、今後やはりこの問題を考える場合に、今度この出資をふやしたからといって問題が解決する

問題じゃないのですよ。まだ将来にわたって大きな問題になるわけですから、いろいろの問題、方法で、西独、フランス、オランダ等からいろいろな難色を示した、その難色の理由ですね、もう少し具体的にお伺いしたい。

○須藤五郎君 僕がもう一ぺん質問するから、その結果、今木村さんがおっしゃったような趣旨を含んで答弁してもらいたいと思う。それでいいでしょう。

そのときの意見の趣旨は三つあったと思うのです。第一点は、西諸国は自国の犠牲によってドルやポンドのようなアングロサクソン通貨の危機を救済するのはごめん、こういうこと。第二点は、一番必要なことはアメリカ自身が健全通貨を維持しインフレを阻止することだ、国際通貨基金からの援助なんて二次的あるいは補助的役割しか演じないんだという主張です。第三点は、貸付を決定するのは国際通貨基金ではなく、貸付国自体が行なうべきであるということ。以上その三点がその批判の点だと思っております。私は、この三つのうち第二点が本質を突いていると思うのです。大体西諸国は国際通貨基金をあまり重要視していない。むしろドル支配の道具と見て反感を持っているのです。国際通貨基金に縛られるより、その外部でマルクなりフランスの支配力を強化しようとしているものと思えます。こんな調子でございまして国際通貨基金強化策がうまくいくと考えるのは、よほどおめでたい人だと言わざるを得ないと思えます。日本政府は残念ながら国際通貨基金強化策についてあまり深い疑惑は

て、国際収支上の理由等によりまして貸付が困難であるということでは貸付を断わる。なお、その後におきましても、これが運用にあたりまして、当該貸付をいたしまして国の国際収支の状況を十分考慮に入れてもらうことになつておりまして、貸した後にございまして、必要があれば、期限前の償還も受けられるという道も開かれております。

○須藤五郎君 その都合が、工合が悪くときは、いわゆる棄権の形で拒否できるといふ。今おっしゃったように、拒否できるのですね。それなら、現在池田内閣の高度成長政策の破綻によって国際収支が悪化しておるわけでしょう。その上に、今度の国際通貨基金に対する援助がアメリカの戦争政策によるインフレーションのしりぬぐいにあるのに、なぜこの規定によって拒否しなかつたかどうか。それから、もう一つは、国際通貨基金協定第七条第二項の(5)によると、貸付ではなくて、金を対価としてこれを基金に売却する方法が開かれておる。政府はなぜこの方法をとらなかつたのか。この二点をお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田久男君) この貸付の制度なるものは、制度として長くこの制度が打ち立てられて、今後相当長く行なわれることを予想されておるわけでございます。したがって、今日本は国際収支の状況がよくありませんので、当面のところこの貸付に具体的に応ずることは困難かと思ひますけれども、日本も今年の秋には国際収支の均衡を回復したんだんとよくなつていくように持つていきたいと思ひます。

うに考えておりますので、そういう制度にこの際としては参加しておくことが適当であり、また望ましいというふうな思ひをしております。したがって、当面現段階でこの貸付に直ちにござるかどうかというふうについては、当面困難だろつというふうには思ひます。また将来にわたる状態になつた場合にはこの機構のつとめて貸付を行ないたい、こういうふうには思ひます。それから、金による、金を対価とするというの、I M Fから金を買入られる——俗に申しますと、金を買入れて日本の自国通貨、つまり日本の円をI M Fに提供するということになるわけでございます。それは先ほど申しました約三十億ドルの金というものと、六十五億ドルのこれら先進工業國の通貨と、その分はI M F自身の現在持つております運用し得る資金の一部になるわけでありまして、それと円と置きかへますことは、I M Fの使い得る資金量の増加にならないという意味で、それを要求することはこの制度自体の増加を来さない結果となるというので、この制度の立場からいふと、ちよつとやりにくい問題じゃないか。ただ、昨年イギリスに對しまして十五億ドルI M Fが貸付を行なつたわけですが、その際にはI M Fとしては五億ドルは金で各國からそれぞれ自國通貨を取付したわけでございます。そういうふうなI M F自身の使い得る資金量の一部であるということと引きかへるといふことは、この制度のプラス六十億ドルというものに結果的にならないといふことを御了承いただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、私が言うような方法はとらなかつた、日本の利益にも沿うと思つて政府はこういう態度をとつてきた、今おっしゃるわけです。○政府委員(福田久男君) ちよつと、済みません。ちよつと聞き漏らししたので……。○須藤五郎君 今の政府の答弁のような方法を、日本の利益に沿う、そういうふうな考えのもとに今の政府はそういう態度をとられたと、今おっしゃることは……。

○政府委員(福田久男君) 今回の措置そのものは、日本もこの十カ國の中の一員といたしまして、この制度の恩典に均霑するわけでございます。それからまた、そういう先進工業國の協調態勢というものが、先ほど申す上げおつたように、非常に高まって参りつつある現状でございます。日本としても国際経済社会における一員として、応分の協力を可能な場合においてはやるのが適当であらうというふうには思ひましてこれに賛成いたしておるわけでございます。

○須藤五郎君 そういう政府のとおつておる態度が、私たちから見ると、対米従属だと、今おっしゃるに考えられるのです。何か世界の趨勢を自分の目で見、自分で判断するのでなく、アメリカに盲従的に追従し協力しておるのではないかと、今おっしゃるに考えられるのです。国際通貨基金に依存することは、これは日本にも利益であるという政府は立場に立っているように、其金の援助は二次的であり、第一に必

要なのはその國が健全な通貨、財政政策を堅持してインフレを阻止することであるといふのが、この問題における一般の見解であるわけでありまして、すなわち、現在の池田内閣の健全な健全な成長率一点張りの政策をとつては、たとえこの取りきめに加盟しては、たゞも、国際収支破綻の際に簡単に加盟國から援助の同意を得られるとは限りません。対米従属よりも、まず自分の政策を訂正することが何よりの急務だと考えますが、政府の見解はどうですか。

○政府委員(福田久男君) お話のように、それぞれ國が健全な政策をとつて、I M Fに依存することがないようになつていくことが望ましいことは、これは申すまでもない当然のことでございます。そして、そういうふうな努力をいたして、この措置の対象となつて短期資金の移動といったようなものにつきましては、いろいろな原因によつてそういう結果が生まれる場合もございまして、やはりそういう場合に対処するために、I M Fという一つの中心機関を軸といたしまして、関係先進諸國の間で協調し合う制度も同時にやはり必要であらうというふうには思われるわけでありまして、これはたとえ話で恐縮ですが、だれも病氣しない健康体でいたしたいことは当然でございますが、たまにはかぜを引いたり、病氣したりといふようなこともあり得るわけでありまして、そういう事態が生れましても、予防も必要であることは当然でございます。これは、その事態が生れましても同時に必要ではないか、なま

また、対米依存といふことのお話もございまして、まあいろいろアメリカとの貿易関係等でも、三分の一はアメリカと取引しているといふ、量的にはもちろんアメリカとの取引は多いわけでございますが、他の諸國との取引もございまして、西歐關係におきましても今後日本としては取引をだんだん拡大していかねばならぬという立場にもございまして、あれこれ考え合

○政府委員(福田久男君) この金プール案は、アメリカが当然行なうべきドルに対する金売却を實行せず、反対に西歐諸國が保有している金を売却しようという、際してこの金を売却しようという、きわめて虫のいい案だと思つたので、西歐諸國も簡単にこれに應ずるとは考えられませんが、政府は依然対米従属を続け、この金プール案に参加するつもりかどうか、態度を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(福田久男君) 金プール案に参加するかどうかということでございますが、これは協調態勢が進みつつありますといふ、各國それぞれの事情もございまして、金プールという

ころまでいくにはまだまだいろいろ議論の多いところではないかというふう

○須藤五郎君 しかし、アメリカは金プール案をやろうとしているのじやないですか。

○政府委員(福田久男君) 公式にはそういう提案は承知いたしておりませ

○須藤五郎君 最後に、これは法案に

○政府委員(福田久男君) 「類する取引」とはどのようなものかという御質問

先ほどもちょっと触れましたが、昨年イギリスに対してIMFが十五億

ドルの貸付を行なったわけでございますが、そのときに五億ドルだけは、先

生、先ほど御指摘になりました金を対価として日本が円を出したわけ

で、日本の例で申しますと、七千五百万ドルの三分の一である二千五百万

ドルを金と引きかえにIMFに対して日本円を出した、その円を含めまして

七千五百万ドル、十五億ドルの一部といたしましてイギリスにIMFが貸し

付けた、そのような金の取引がありま

○理事(上林忠次君) 須藤委員の質問はこれをもって終わります。

○理事(上林忠次君) 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○木村禮八郎君 ブラジルに対するミナスですか、製鉄所に対する貸付と関連あるのですかね。今ブラジルに対しては焦げつき債権というのではないのですか。これは商業債権のことです。

○政府委員(福田久男君) ブラジルに對しましては、現在オープン勘定といたしまして千三百万ドル程度でございますが、これは所定の計画に基づきまして、ブラジルと協定いたしました計画に基づきまして、分割払いをいたすこと

になっておりまして、その方針に基づいて逐次実行いたしております。民間債権につきましては、昨年の春でしたか、西欧諸国におきまして、ブラジルの中期商業債権について、パリでその

処理についての会合がございまして、その中のある部分につきまして、それらの参加国が繰り延べを認めるとい

う方針が定められました。日本はそれにメンバーとして入ったわけございませ

んが、オブザーバーとして参加いたしておたわけでございます。それに

基づきまして、昨年の秋以降ブラジルと日本との間で交渉を持ちまして、同

時に、日本といたしましてはウジミナスに対する増資その他の資金的問題も

別途ございまして、それらとあわせまして主としてウジミナスの建設を

順調に行なうために日本としても必分の協力をすると、立場から、ウジミ

ナスの増資資金並びにその他の所要資金のある部分を日本としては応援をする

ことにならしたわけでございます。その結果、結果的にはブラジルに対する

中期商業債権は契約どおりに返して

れるということになっております。したがって、現在のところ、オープン勘定の債権が、期間はちょっとあとで調べてお答えしますが、七、八年間くらいにわたっておると思いますが、分割

払いをするということになっておるだけでございます。

○木村禮八郎君 今オープン勘定だけですか。その支払いの繰延べですね。これは一九七〇年末まで延長すること

になったといわれていますがね。それで、日本も、昨年六月パリで開かれた

債権国会議ですか、日本はオブザーバーとして参加したと言われています

けれども、大体その線で承認をうけたのですか。それで、さっきのお話です

と、オープン勘定の残高だけについてのようなお話ですが、民間の短期、中期の商業債権もあるわけですね。それ

れから、民間企業の対ブラジル融資といふものもあるわけですね。それもあ

わせてやはり御答弁願いたいんです。

○政府委員(福田久男君) オープン勘定は、先ほど申し上げたように、千三

百万ドル程度でございますが、これは最終支払いは一九六八年の四月とい

うことになっておまして、それまでに毎年分割して返済するということにな

っております。それから、ウジミナスに対する所要資金について日本側で

○木村禮八郎君 そのオープン勘定の残高は千三百万ドルですか。千四百五十

六年四月、第一回分ですね、百二十万ドルが返済されて、あと残りが千四百

五十八万ドルと、こうなっておりますがね。

○政府委員(福田久男君) オープン勘定は、正確に申しますと、千三百五

十八万七千ドルでございます。

○木村禮八郎君 パリでの六カ国の債権国会議というのは、このオープン勘

定の残高、これについてだけですか。

○政府委員(福田久男君) これは商業債権でございますので、これは対象

になっておりません。

○木村禮八郎君 それじゃ、その対象になったのは。

○政府委員(福田久男君) パリ会議においては、中期商業債権というものが

対象として検討されたわけで、オープン勘定は商業債権でなく、国の債権で

ございまして、対象には入っておりません。

○木村禮八郎君 そろそろと、じゃ、オープン勘定の残高については、一九六八年

四月までに分割払いで返済することになっております。

つきがある。これは三つあるというの

残高、もう一つは民間の短期、中期商業債権、もう一つは民間企業の対ブラ

ジル融資、こう三つあるというのです

が、そうですか。

○政府委員(福田久男君) 分類の仕方

はいろいろあるかと思いますが、一つの分け方としては、政府の債権、つまり

オープン・アカウント債権、中期の商業債権、長期の商業債権と、分けられ

ばそういう分け方もあろうかと思いま

す。

○木村禮八郎君 それでは、オープン勘定のほうは、これは政府債権です

ね。そうですね。で、その処理については、債権国会議の対象になったわけ

じゃ、そのところをはっきりしてお

いていただきたいのだが、一九六八年

までに分割払いするときまっていたのは、これはオープン勘定の残高について

○政府委員(福田久男君) オープン・アカウントは、先ほど申し上げたように、パリ会議の対象になる中期商業債

権ではございません。

○木村禮八郎君 じゃ、ないのです

ね。ついでに、じゃ、そのオープン・アカウントのほうの残高は、どうい

うふうに処理されておりますか。

○政府委員(福田久男君) 先ほど御説

明いたしましたように、一九六八年の

四月までに分割して払うということ

で処理いたしております。各年大体二

百四十万ドル程度づつ払う。そして最

後が一九六八年の四月ということにな

っております。

○木村禮八郎君 それはいつからでございませうか。いつから始まるのですか。

○政府委員(福田久男君) 昭和三十三年の十月の協定によりまして、そういう取りきめをいたしたわけでございます。

○木村禮八郎君 それでいつから、第一回分の払いはいつになりますか。

○政府委員(福田久男君) ちょっと今—あとで資料を正確に申し上げますが、多分年間、四月二十五日、十月二十五日、毎年払うことになっておりますので、三十五年の十月から払われておるものと思いますが、正確には後刻お答えいたします。

○木村禮八郎君 じゃ、正確にはあとで御答弁をせらうとして、それはその後、取りきめ以後、順調に払われておるのですか。

○政府委員(福田久男君) 順調に払われております。

○木村禮八郎君 それでは、もう一つ、次の民間の短期、中期商業債権、これはプラント輸出の延べ払いの分だと思ふのですが、これについては三十二年六月現在で千九百万ドルあるといわれているのですが、そうですか。

○政府委員(福田久男君) 六一年から六六年までに支払い期の参ります中期商業債権は二千百万ドルくらいでございます。

○木村禮八郎君 この処理はどういうふうになっておるのですか。これは民間のほうですけれども、実に輸銀に肩がわりという説も伝えられているのですよ。

○政府委員(福田久男君) この分は民間の中期の商業債権でございます、

この分につきましては、ブラジル側はこの返済期どおりに処理するというふうになっております。返済期どおりに返済してもらうことになっております。

○木村禮八郎君 それで、輸銀に対する肩がわりの問題は起こっていないのですか。

○政府委員(福田久男君) 先般の話合いによりまして、この分は予定どおりに返済してもらうのでございませうが、他方、ミナスに対する所要資金というものがございまして、たとえば増資なり、あるいはその他のミナスの所要資金について、日本側としても資金供給に応ずるといふことによりまして、一括いたしましたブラジルとの間の話し合いを終えたわけでございます。

○木村禮八郎君 さて、よくわからぬのですが、一括してというのはどういふことか。その民間ですね、商業債権の肩がわりを含むということなんですか。

○政府委員(福田久男君) この債権の肩がわりはいたしませんで、ウジミナスに対しまして、三十億ドルゼロから八十億ドルゼロに増資いたしました。その増資資金の四割は日本側で引き受ける。現在三十億ドルゼロの四割は日本側で持つておるわけでありませうが、八十億ドルゼロに増資するにあたりましてその四割を日本側で引き受ける。同時に、そのほかウジミナスの建設を順調にやっています。ために必要な所要資金の一部をいたしまして、大体千七百五十万ドルくらいに相当するものを日本側で資金的に応援をするということにいたしておるわけでございます。

で、一方に中期商業債権のほうは予定どおりに払ってもらおうということでございます。

○木村禮八郎君 応援するというのは、輸銀からですね。

○政府委員(福田久男君) 輸出入銀行を中心といたしまして、増資並びにそういう資金の供給を日本側で考えるということでございます。

○木村禮八郎君 結果としては肩がわりみたいなことになるんじゃないですか。

○政府委員(福田久男君) ウジミナスにつきましては、日本といたしましてそれが完遂に努力し、また協力する立場にございませうし、いわば新規の所要資金と申しますか、ウジミナス製鉄所の所要資金としての供給でございます。一方の中期商業債権は別の立場で予定どおりに回収をはかるということになりますので、肩がわりでなく、一方において新規の融資というものが行なわれ、他方においては、既存の融資は回収されるということ、肩がわりということにはならないと思っております。

○木村禮八郎君 これはもう少しあとで聞きます。もう一つ、民間企業の対ブラジル融資のやつです。この延べ払いの問題があるといわれておりますが、これは一九六一年から六十五年間で、四千万ドル、そういうものがあるといわれております。

○政府委員(福田久男君) 今のお話は、あるいは長期の債権ではないかと思いますが、ちょっと手元に長期の数字を持っておりませぬので、どの程度になりますか、ちょっと今わかりませぬです。

○木村禮八郎君 実はもっと詳細にそういうことは御答弁願わなければならぬと思うのです。どうもブラジル関係について、ウジミナスの問題についても、どうも割り切れない点が多々あるわけですが、さっきの、肩がわりならぬと言いますけれども、結果としては肩がわりになるでしょう。そういう援助資金を与えることによって、結果として民間の商業債権の返済が可能になってくる、こちから貸して、向こうから回収するということになるのですから。ブラジルについて、どうもあそこが非常にインフレ的なんです。非常に巨額の資金をすてつぎ込み、またつぎ込みつづつあるのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(福田久男君) ブラジルは、お話のように相対インフレが進んでいるようでございますが、日本の持つております債権はドル建てでございます。ドルで回収し、ドルで返済してもらおうということになりますので、インフレによる通貨価値の関係は、それによって救われるというふうに考えております。

○木村禮八郎君 ミナス製鉄所ですか、ミナスジェライス社に対する増資なんです。これが増資が行なわれ、それに対してまた日本の融資もふえることになっておるのですが、これはインフレで、向こうの建設資金が非常に足りなくなってきた、そうして増資せざるを得なくなってきたという点はないのですか。

○政府委員(福田久男君) インフレによって予定のクルゼイロの金額ではできなくなったという事情はもちろんなら

ると思ひますが、しかし、予定どおりに仕事をやりやすために、クルゼイロ額としては相当大きくなったわけですがドル建てにいたしますと、価値に変化はないということが言えると思ひます。

○木村禮八郎君 そうしますと、ブラジルの通貨、何というのですか、クルゼイロというのですか、クルゼイロの下落によって、円としての負担というのですか、それがふえるということはないのですか、そういう関係は。

○政府委員(福田久男君) クルゼイロは、大体今のところクルゼイロが一円十何銭ぐらいかと思うのですが、大体日本との取引はドル建てでしておりますので、ドルとクルゼイロとの比率が変わるに従ひまして、クルゼイロ建は変わっていくということになります。ドル建では一応今申し上げました金額でいきたいということになるわけでございます。

○木村禮八郎君 そのところももう少しはっきりしないと、またインフレがどんどんひどくなると、そういうことによつてまた資金が足りなくなると。そうすると、また増資をしなきゃならぬ。また、日本の融資がまたふえなきゃならぬ。そういう関係は起こればならぬ。もうすでに増資をしなればならぬ。そういう事情の一つにやっぱインフレがあると思ふのですが、ね、向こうは。そして日本の負担がふえてくるんです。その関係は今後もやっぱり出てくるんじゃないですか。そのところはよくわからないのですが、ドル建だから関係がないと、そういうふうにはっきり言えるかどうか。そのところははっきりしないと、これは輸

銀の融資に重大な関係があるんですからね。もう少しはっきりしてもらいた

い。
○政府委員(福田久男君) 基本的に申しまして、ドル建てでもは約束を

し、考えておるわけでございますが、そのドルとクルゼイロとの比率がインフレになりますと変わって参るわけ

でございます。同じ百ドルでも、クルゼイロになると、前は三百クルゼイロ

だったのが三百二十クルゼイロになるとか、三百五十クルゼイロになるとか

ということには、経過的にはなってくるかと思ひますが、一応今の所要資金と

いたしましては、今年の秋から終わりごろまでのことを一応考えておるわけ

でございます。その間に製鉄所の工事事も一応終了して、火入れして操業に

入るといふことにならうかと思ひわけでございます。その後のことにつきま

しては、またその後において相談をするといふことにならうと思ひます。

○木村禮八郎君 大体わかりかけたのですが、そのミナス製鉄所の建設資金は、日本の援助ばかりでなく、向こう

の現地通貨による資金調達があるわけですね。それはインフレによって非常に

変わっても、外資は借りるものと考へれば、その限りにおいてはインフレで

あつても影響がない。しかし、今度はそのほかのブラジル自身で調達する資

金については非常に足りなくなる、そういう関係じゃないですか。

○政府委員(福田久男君) 問題を二つに分けて考えますと、たとえば日本の

供給する資金はドル建てで参りますので、もしも約束したときから以後現実

に入つたときに、インフレによってクルゼイロ対ドルの比率が変わります

れば、たとえば三百クルゼイロといふのが約束のときの為替相場であつた

が、現実に入つたときにそれが三百二十になつたとすれば、それだけクルゼ

イロに換算いたしますと、クルゼイロとしては金額のふえたものが向こうに

行く。ドルとしては同じだ。それから、国内の所要資金もインフレの分だけ

クルゼイロに換算しますと余計要るといふことになりませんが、国内資金調

達、残りの分はブラジル側で調達していただくといふふうに考へておりま

る。事情を総合勘案し、あるいはウジミナスの工事の将来をどうするかとい

うことも関連して問題があるのかと思ひますが、それまでのインフレ等に

よる分につきましては、ブラジル側で考へていただくといふことにならう

思ひます。
○木村禮八郎君 何か非常に不安です

ね、その後においてはまたその後で考へるといふことです。それから、もう一

つ、日本の援助以外についてはブラジルの資金で調達するといふことです

けれども、それがインフレが進行するにつれて、そういう資金調達が困難にな

ると思ふのですがね。ブラジルのインフレは今後どういふふうに見えてお

りますか、それについては、そういうことについては、やはり見通しをつけて融

資しなければならぬと思ふのです。
○政府委員(福田久男君) ブラジルの

インフレの状況につきましては、まあかなりのスピードで今まで進んで参

つておると承知いたしておりますが、大統領も国会において、こういうインフ

レの状況が長く続いては困るのだからいろいろとこれに対する国内措置も

考へなければならぬといふことで、IMFからの借款もあるようござい

ますが、国内的ないろいろな措置も検討するといふことで進んでおるよう

で、一挙にとまるとは思ひませんが、漸次それらの措置がとられるに従い

まして幾分好転するんじゃないかと。すぐとまらぬだろうといふふうには

思ひませんが、しかしながら、ウジミナスの工事そのものはかなり進ん

でおりますので、それが所定の第一期の工事をなるべく早く終わって稼働

に入りますように、日本側としてはやはり促進して参りたいといふふう

に思ひます。インフレについての確な見通しといふと、なかなかむずかしいわけ

でございますが、急にとまるとは思つておりませんが、漸次好転するん

じやなからうかといふふうには思つております。
○木村禮八郎君 たよりない答弁です

がね。こういう巨額の融資をするのですから、国民の税金なんですから

で、そういう情勢もよく調査し判断してやらないと、非常に問題が起

るんじやないかと思ふのです。すでにこの民間の商業債権についても、政府

が、今お話ししたシルバさん、その他の交渉団が参りまして、種々交渉を

重ねた結果、その交渉の目的の一つは、ウジミナスの所要資金について

日本から充分の援助を得たいといふことと、もう一つは、先ほども話

になりました中期商業債権についての措置と

でございますが、私もいたしましては、ウジミナスは日本が最初から

協同して、ウジミナス製鉄所の建設をや

ることに協力を参つておることでもありますし、その応援といふこと

に重点を置かしまして、先ほど申し上げたようなことに結論が至つたわけ

でございます。中期商業債権につきま

しては、ウジミナスの建設資金については、増資の払込みは四割日本側で受け持つ、その他

○政府委員(福田久男君) 四割は日本側の出資を引き受ける割合でございませぬ。

○木村禮八郎君 それから、もう一つ伺いたいのですが、輸出金融なんですけれども、輸出金融については、外国の業者が利用している額はどのくらいになるのですか。輸出金融については造船が多い、船舶が多いといわれますね。その中で、外国の業者が利用しているのは……

○政府委員(大月高君) プラント輸出に対する輸出の金融は輸出業者に対して直接やっております。輸出業者の中には、輸出の仲介をやりまます商社も含んでおるわけでございますから、商社あるいはメーカーに対する金融でございますまして、それはいずれも日本側のものでございませぬ。したがって、外国人に対して輸出金融をやっております事例はございませぬ。

○木村禮八郎君 私の調べてもらったところでは、百三十四億六千万円、これは三十六年三月末現在です、外国の船舶業者が利用している。

○政府委員(大月高君) これは、こういう事実であろうと思ひます。輸銀の融資の關係から申しますれば、先ほど申し上げましたように、日本の商社またはメーカーに貸してありますが、たとえば船の場合を例にとつて考えますと、日本側の造船所は、外国人たる向こうの船会社に対して延べ払い債権を持つておるわけでございます、これは外貨建てになっておると思ひます。それが、かりに七年の延べ払い契約だといふと、七年間かかって日本の造船所は外国人たる船会社から逐次支払いを受けて、その支払いを受けた

ドル、外貨を円に直しまして輸銀に返してやる、こういうことでございます。債権債務の關係は日本の造船会社と先方の船会社との間にあるわけでございます。その点は輸銀は直接關係しないわけでございます、日本の造船会社に対して融資關係が生じておる、こういうことであらうかと思ひます。

○木村禮八郎君 しかし、実質的には外国の船舶業者が輸銀の資金を利用するというにはなるでせう。

○政府委員(大月高君) これは、たとえ国内関係におきましても、かりに自動車の月賦販売の場合を考えますと、実際に金融を受けておるのは自動車を通じて消費者は自動車を買つておる。そういういたしますと、債権債務關係はむしろ消費者のほうと販売会社のほうにありませぬけれども、これは特に金融の面からは關係ないわけでございます。しかし、その月賦販売をやりますに於いての金利をどうするか、あるいは債権をどうするかという場合には、当然自動車会社、メーカーたる自動車会社が、金融を受けております金利とか、その他いろいろ条件に左右され、実質上左右されるということはあると思ひます。したがって、船舶の輸出の場合におきましても、輸銀の金利が安いという実質上の利益は外国の船会社に与えられると思ひますが、それはむしろ船の値段に直接影響いたしまして、それが海外との競争力に關係する、そういう面において輸銀の意義があるのだと思つております。

○木村禮八郎君 それは日本の製品の輸出拡大に役立つことはわかりませぬけれども、それは国内の資金源がそれだけ狭くなるということは言える。外国の船舶業者が、そういう形で、間接ですけれども利用するということになるわけですね。

○政府委員(大月高君) その問題は、多分国内造船と船舶輸出の場合との關係かと思ひますが、たとえば、輸銀が今のように低利の金を日本の造船業者に貸しまして、その結果、輸出船の船価が安くなる。その安くなった船を外国の船主が買ひまして、それで仕事をすると、そういうことになりませぬ。一方、たとえば国内の造船におきましては、国内の金利で、たとえば開港銀行からの造船金融でございませぬが、それによつて日本の船を造つておる。そういういたしますと、輸銀が出します金利と開港銀行が出します金利の差額だけ日本の船会社のほうに損をする。そうすると、国際競争上不利になるじゃないか、つまり輸出船舶と国内の造船による船舶との競争關係、こういう問題は率直にいつてあるわけでございます。これの利害得失につきましても、国内において大量に融資のある船を造つて、それによつて競争し外貨を取戻すという効率と、船を造りまして商品として船を造ることによつて外貨の回収して利益を得るといふこと、どちらが利益であるかというところでございませぬ、なかなかデリケートな問題でございませぬ。

たと言へば、先般も問題になりましたフィリピンにおきまして高速の客船を造るといふ問題があつたわけでございます。その場合に、かりに日本の輸出金利が高い、その結果、日本から輸出いたします船の値段が高くなるということになりませぬ、フィリピン側は船を造るといふ必要があるわけでございますから、日本に注文しないで、ドイツとかイギリスからその船を買つておるということになりませぬ、日本の外貨の手取りはそれだけ減るわけでございます。そういうような輸出船舶同士の競争する国際競争という観点から輸銀は機能しておるわけでございます、それがまた売りましたフィリピンの船が、日本の国内で造りました船と今度は競争するという立場になりますときに、敵に塩を売るという結果になるわけでございます。それでそれをやめた、イギリスにフィリピンの船を造らしたほうがいいかということになりませぬと、やはり日本の船を輸出するほうがいいというところで、船舶における国際競争と、でき上がりまし船同士の国際競争は非常にむづかしい問題でございませぬけれども、具体的な事例に就きましてどちらが有利であるかというところを判断する問題であらうかと、こう思つております。

○木村禮八郎君 輸銀の投資金融についてのもう少し詳細な資料をいただきたいのです。今問題になつておるのはウジミナス、それからアラスカ・パルプですか、そのほかにもまだあるのでしょうか。

○政府委員(大月高君) 投資案件といつたしましては、大きな問題といたしましてウジミナス、それからアラスカ・パルプ、大きなものでございませぬが、そのほかに、アラビア石油に対する投資、その他全体におきまして対象事業数三十、それに対する昨年末の貸付残

高は二百四十二億、こういうようになっております。比率から申しますと、先ほど申し上げましたアラスカ・パルプが最大でございまして、これが全体のうちのほぼ半分を占めております。四九%でございませぬ。それから、構成比率が二五%ぐらいでございませぬ、それから鉄鋼業というのが二件でございまして、構成比率が六%でございませぬ、この中にウジミナスが入つておるわけでございます。

○木村禮八郎君 それは貸付対象別に詳細にひとつ、三十何件ですか、これの資料を出していただきたいのです。

○政府委員(大月高君) 従来輸銀の融資対象としたしまして、一億以上のものはお手元に差し上げてございませぬが、今のお話は投資案件についてというところでございませぬから、別に表を作りまして提出いたします。

○木村禮八郎君 それから、ミナス關係、あれは出資です。

○政府委員(大月高君) 投資金融と別に輸出金融、両方ございませぬ。投資金融は先方のブラジル・ウジミナスに対する日本ウジミナスからの出資、その金を融資する、そのほかに建設のため日本から機械を輸出いたしてございませぬ、それに対する金融と、二本建になつてやつておるわけでございます。

○木村禮八郎君 それから、アラスカ・パルプはどうなんですか。

○政府委員(大月高君) やはり同じ形式になつております。

○木村禮八郎君 それでは、その資料をお願いいたします。

○理事(上林忠次君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(上林忠次君) 速記をつけて。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上林忠次君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお、修正意見のある方は、討論中にお述べをお願いします。

○佐野廣君 私は、本案に賛成いたしますが、本案の成立がおくれられました関係上、施行期日を変更する必要がありますので、お手元に配付した修正案のとおりに、昭和三十七年四月一日を公布の日々に改める修正を加えたいと存じます。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○理事(上林忠次君) ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上林忠次君) 御異議ないものと認めます。

これより輸出入銀行法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず討論中に取りました佐野君提出の修正案を議題に供します。佐野君提出の修正案に御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(上林忠次君) 多数でございます。よって、佐野君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正

部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(上林忠次君) 多数でございます。よって本案は多数をもって修正すべきものと議決されました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上林忠次君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたしました。

○理事(上林忠次君) 次に、外国為替銀行法の一部を改正する法律案について、別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上林忠次君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして御述べをお願いします。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて差しつかえございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上林忠次君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。外国為替銀行法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(上林忠次君) 多数でございます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔速記中止〕

○理事(上林忠次君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(上林忠次君) 速記をつけて。それじゃ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会